

議案第69号

二宮町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法の一部改正により、旅費の支給対象職員の範囲を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の旅費に関する条例（昭和26年二宮町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「二宮町職員定数条例（昭和32年二宮町条例第7号）に規定する職員をいう」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する職員（法第22条の2第1項に規定する職員を除く。）をいう」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第69号) 二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長、教育長及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)</u>第3条第2項に規定する職員(法第22条の2第1項に規定する職員を除く。)をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例で職員とは、町長、副町長、教育長及び<u>二宮町職員定数条例(昭和32年二宮町条例第7号)</u>に規定する職員をいう。</p>